## 建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2020.1.1(人数枠の設定は

※2020.1.1より適用



別紙1

## その他 処遇に関する基準 受入企業に関する基準 ・1 号特定技能外国人に対し、 1号特定技能外国人(と外国人建設就 1号特定技能外国人を建設キャリアアップ 建設業者団体が共同して設立した団体 建設キャリアアップシステムに登録しているこ 建設業法第3条の許可を受けていること 外国人受入れに関する計画の認定を受け システムに登録するごと 等 労者との合計)の数が、常勤職員の数を 締結前に、重要事項を書面にて母国語 超えないごと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約 いていること 第 で説明していること (国土交通大臣の登録が必要)に所属 安定的に支払い 技能習熟に応じて昇給を行うこと 日本人と同等以上の報酬を (新設した基準) 特定技能 ※2019.4.1より適用 ・技能実習生を建設キャリアアップシステム ・建設業法第3条の許可を受けていること ・技能実習生に対し、 ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超 建設キャリアアップシステムに登録している 技能実習計画の認定を受けること 雇用条件書等について、技能実習生が 団体については免除 移行時までに登録完了すればよい 名を求めること <u>えないごと</u> ※優良な実習実施者・監理 <u>に登録すること</u>※1号実習生は、2号 十分に理解できる言語も併記の上、署 安定的に支払うごと 日本人と同等以上の報酬を (下線部:追加する基準案) 2022.4.1)より適用 技能実習 縱 紕 • (1号特定技能外国人と) 外国人建 ・外国人建設就労者を建設キャリアアップ ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締 ・外国人建設就労者に対し、 ・建設キャリアアップシステムに登録している 建設業法第3条の許可を受けていること 適正監理計画の認定を受けること 設就労者 (との合計) の数が、常勤職 システムに登録すること 説明していること 結前に、重要事項を書面にて母国語で 員の数を超えないこと 外国人建設就労者受入事業 技能習熟に応じて昇給を行うこと 安定的に支払い 日本人と同等以上の報酬を 下線部:追加する基準案) (「その他」は公布日より適用) 絩

- ※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される 1 号技能実習計画・新規の適正監理計画
- ※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022 の認定より適用予定。 年度末まで) については、変更無し。